

8 水管 第 1526 号
令和 8 年 9 月 10 日

各都道府県の長（別記参照） 殿

水 産 庁 長 官

ウナギの持続的利用のための資源管理の推進について

内水面漁業の振興に関する法律（平成 26 年法律第 103 号。以下「内水面振興法」という。）第 26 条に基づく農林水産大臣の許可制度のもと、うなぎ養殖業については、シラスウナギの池入数量の制限を行っていること及び国際的にウナギの資源管理に取り組んでいることから、シラスウナギの採捕はこの状況を踏まえた措置を講じる必要がある。

また、令和 5 年 12 月 1 日から、シラスウナギは原則として都道府県の知事許可漁業のもとで採捕が行われるようになったこと、令和 2 年 12 月に施行された改正漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）に創設された特定水産動植物の採捕禁止違反の罪が令和 5 年 12 月からうなぎの稚魚（全長 13 センチメートル以下のうなぎをいう。）にも適用され大幅に罰則が強化されたことなどを踏まえ、許可の運用状況について点検するとともに、より一層、関係機関と緊密な連携を図り、徹底した指導・取締りを続けていく必要がある。

加えて、産卵に向かう下りウナギの採捕の制限を推進することとし、海面でウナギを採捕する漁業を含めて、ウナギを採捕する漁業者の全てが資源管理に関わる体制を作っていく必要がある。

以上を踏まえ、各都道府県におかれては、関係者による資源管理対策に係る話合いと検討を加速させるとともに、毎年の漁期におけるシラスウナギ漁業に係る許可の運用については別紙 1、ウナギの漁獲抑制及び第五種共同漁業権対象魚種としてのウナギの増殖義務の履行については別紙 2 を踏まえて対応することとして、関係者に対し指導されたい。

なお、この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言である。

別記

北海道知事、青森県知事、岩手県知事、宮城県知事、秋田県知事、山形県知事、福島県知事、茨城県知事、栃木県知事、群馬県知事、埼玉県知事、千葉県知事、東京都知事、神奈川県知事、新潟県知事、富山県知事、石川県知事、福井県知事、山梨県知事、長野県知事、岐阜県知事、静岡県知事、愛知県知事、三重県知事、滋賀県知事、京都府知事、大阪府知事、兵庫県知事、奈良県知事、和歌山県知事、鳥取県知事、島根県知事、岡山県知事、広島県知事、山口県知事、徳島県知事、香川県知事、愛媛県知事、高知県知事、福岡県知事、佐賀県知事、長崎県知事、熊本県知事、大分県知事、宮崎県知事、鹿児島県知事、沖縄県知事

シラスウナギ漁業に係る許可の運用について

1 シラスウナギ採捕数量報告の適正化について

(1) 流通の適正化について

シラスウナギについては、密漁や採捕数量の未報告・過小報告が問題となっていることから、特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（令和 2 年法律第 79 号。以下「水産流通適正化法」という。）における規制の対象となる特定第一種水産動植物として、令和 4 年 4 月 26 日に「うなぎの稚魚（全長 13 センチメートル以下のうなぎをいう。）」が指定され、令和 7 年 12 月 1 日から適用されたところである。水産流通適正化法は、違法に採捕された水産動植物の流通を防止するため、取扱事業者間における情報の伝達並びに取引記録の作成及び保存並びに適法に採捕されたものである旨を証する書類の輸出入に際する添付の義務付け等の措置を講ずることにより特定の水産動植物等の国内流通の適正化及び輸出入の適正化を図り、もって違法な漁業の抑止及び水産資源の持続的な利用に寄与し、漁業及びその関連産業の健全な発展に資することを目的とするものである。

採捕数量の未報告・過少報告の要因については、これまで密漁だけではなく、漁業者が他人に自分の採捕数量を知られたくない、報告が面倒などの理由により報告をしない、指定された出荷先以外へより高い価格で販売し、その分を報告しないなどのケースも考えられ、正確な採捕数量の報告が行われにくい状況であることが指摘されてきた。このため、都道府県知事によるシラスウナギ漁業の許可（以下「知事許可」という。）に当たっては、水産流通適正化法における規制（届出、漁獲番号の伝達及び取引記録の作成・保存）の運用に合わせ、採捕・流通の実態を踏まえて、知事許可の下で適正な報告が行われるよう必要に応じた運用の改善を図るべき旨を指摘してきたところであり、これを踏まえて多くの県において規制の見直しが行われている。

(2) 適正な運用を図るために講ずるべき措置について

知事許可を得てシラスウナギ漁業を営む漁業者は、漁業者自身の判断によってシラスウナギを販売するものであり、うなぎ養殖業への種苗供給は全国的に行われていること、また、国内のシラスウナギの池入数量は、内水面振興法に基づき上限が設定されており、当該上限を超えないように管理されていることから、都道府県内の供給に限定する必要や採捕数量の上限を定める必要はない。これを踏まえたうえで、前年漁期の知事許可の運用について、制度の適正化や透明化が十分であるか、以下の項目を基に見直し、改善を図られたい。また、必要に応じて「シラスウナギを採捕する漁業の知事許可漁業への移行について」（令和 3 年 10 月 8 日付け 3 水管第 1707 号水産庁長官通知）（別紙 3（参考））も参考とすること。

① 採捕数量と出荷先ごとの出荷数量について、漁業者に対し定期的な報告が義務付

けられているか。

- ② 漁業者数について管理が行き届く範囲内の妥当な人数となっているか。
- ③ 漁業取締りやシラスウナギの正確な採捕報告の担保のため、採捕した種苗の一次出荷先をあらかじめ指定している場合には、その指定先への出荷が遵守されているか。
- ④ 未報告及び過小報告の発生を防止するため、都道府県において指定された出荷先への販売価格を設定している場合には、その設定価格が市場価格に鑑みて妥当であるか。また、価格決定の体制及びその価格が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に抵触していないか。
- ⑤ 採捕数量の上限を定める必要はないが、やむを得ず設定する場合には、その上限設定が都道府県内の養鰻業者への供給に限定することを目的とするものや、合理的根拠のないものになっていないか。

なお、シラスウナギ漁業を漁業権の内容とする場合や特別採捕許可に基づきシラスウナギを採捕する場合であっても、知事許可の運用に準じた措置を講ずることが適当である。

（３）その他の留意事項について

（２）に加え、採捕数量の報告を徹底するため、正しく報告を行わなかった者に対しての取扱いが定まっていない場合は、当該者の許可の順位が劣後するよう許可の取扱方針を見直すことや当該者の数だけ次年の許可の公示数を減らすこと等を検討されたい。なお、許可の運用を見直す際には、内水面漁場管理委員会への諮問が必要となる場合があることに加え、漁業者、うなぎ養殖業者、内水面漁業者等で構成される協議会を設けることなどにより、関係者間の調整を図ることについても留意することが必要である。

２ シラスウナギ漁業にかかる措置について

（１）漁業期間について

漁業調整上の問題を惹起しないよう、同じ漁場で行う他の漁業や、隣接する漁場を管轄する関係都道府県と事前に十分調整した上で設定すること。

（２）漁業の停止措置について

国内のシラスウナギの採捕数量については、国内全ての養殖場の池入数量によって制限している。このことから、国内のシラスウナギの池入数量が当該年漁期の池入数量の上限に達すると見込まれる場合であって、輸出に向けられるシラスウナギの需要量が満たされたと水産庁が判断し、都道府県に通知した場合には、知事がシラスウナギ漁業を停止できる規定を設けられたい。

３ 採捕に関する指導・取締りについて

シラスウナギの採捕、流通、輸出等の実態把握を行い、採捕数量報告の未報告又は過

少報告が生じないよう適切な指導を行うとともに、取締りを徹底されたい。

また、密漁対策として、

- ・許可を受けた漁業者及び漁業従事者名簿の届出
- ・許可を受けた漁業者及びその従事者を確認できる写真付き証明書の発行
- ・現場で確認できるワッペンや帽子等の着用
- ・採捕に関する記録（従事者名簿、実施計画・結果等）の簿冊の備付け
- ・漁業従事者証を発行する場合には、従事者証紛失時の届出義務や従事者でなくなった場合の回収

等の措置を積極的に検討するべきである。

ウナギの漁獲抑制と第五種共同漁業権対象魚種としてのウナギの増殖義務の履行について

1 産卵に向かうウナギの漁獲抑制

産卵のため河川から海に下るウナギの保護については、地域ごとの話し合いを進めていた結果、内水面漁場管理委員会指示や海区漁業調整委員会指示による禁漁期間の設定、漁業者の自主的措置による禁漁期間の設定や再放流等の取組が各地で実施されているものの、まだ一部の地域にとどまっており十分とは言えない。

平成 30 年 7 月、全国内水面漁場管理委員会連合会と全国内水面漁業協同組合連合会が連携して、全国の内水面において下りウナギの保護に取り組む方針を共同決議したところであり、下りウナギの保護が確実に全都道府県で実施されるよう、未実施の都道府県におかれては、都道府県内における関係者による話し合いを更に促進されたい。

2 海面におけるウナギの漁獲抑制

ウナギは内水面のみならず沿岸域にも生息しており、海面においてもその採捕が行われている。ウナギの持続的利用のための資源管理においては、内水面のみならず海面を含めてウナギを採捕する漁業者の全てが一定の役割を果たしていくことが必要である。

ついては、近年、内水面においてウナギの資源管理の取組を強化してきていることを踏まえて、海面においても、まずは内水面における下りウナギの保護の効果を損なわないようにするため、再放流等による下りウナギの保護や、下りウナギを対象とした漁業の自粛など資源管理の強化に向けて、関係者による話し合いを促進されたい。

3 第五種共同漁業権対象魚種としてのウナギの増殖について

第五種共同漁業権の免許を受けた漁業協同組合（以下「漁業権者」という。）は、漁業法第 168 条の規定により増殖を行う必要があり、ウナギを漁業権対象魚種としている漁業権者の多くは、これまで養鰻業者等からウナギを調達してこれを放流することでこの増殖義務を果たしている。

一方で、ニホンウナギの代替魚種として、東南アジアに生息するビカーラ種等のニホンウナギ以外のウナギ（以下「異種ウナギ」という。）の稚魚を輸入して養殖する動きが見られており、増殖義務を果たすためにこれら異種ウナギを調達・放流する可能性が生じている。

しかしながら、ニホンウナギを対象魚種としている漁業権については、異種ウナギを放流しても増殖義務を果たしていると言えない。

また、このような異種ウナギが放流された場合、寄生虫や病原菌が持ち込まれたり、生息場所や餌の競合からニホンウナギの生息が脅かされたりする危険性があることか

ら、各漁業権者が放流によって増殖義務を果たすために養鰻業者等からウナギを調達する際には、異種ウナギが混入していないことを十分に確認し、異種ウナギが放流されることのないよう、関係者へ指導されたい。

なお、増殖行為については、稚魚の放流等、ウナギの数及び個体の重量を増加させる行為に加え、河川において移動が妨げられている滞留魚の汲上げ放流や汲下ろし放流も含めてよい。また、人工芝マットや石倉を利用した簡易魚道の設置を行う等、これまで以上にニホンウナギの増殖・採捕の手法の多様化・効率化に取り組まれるよう、漁業権者に対し指導・助言されたい。

3 水管第 1 7 0 7 号
令和 3 年 1 0 月 8 日

都 道 府 県 知 事 殿

水 産 庁 長 官

シラスウナギを採捕する漁業の知事許可漁業への移行について

令和 2 年 12 月 1 日の漁業法等の一部を改正する等の法律（平成 30 年法律第 95 号）の施行により、同日漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）が改正され、漁業法第 132 条第 1 項において、悪質な密漁の対象となるおそれ大きいとして漁業法施行規則（令和 2 年農林水産省令第 47 号）第 41 条に基づき指定する特定水産動植物の採捕を原則として禁止することとされた。当該禁止規定の適用が除外される場合として、漁業法第 132 条第 2 項では、漁業の許可を受けた者が当該許可に基づいて漁業を営む場合等が規定された。この特定水産動植物には令和 3 年 10 月時点であわび、なまことともにうなぎの稚魚（全長 13 センチメートル以下のうなぎ）が指定されており、うなぎの稚魚については令和 5 年 12 月 1 日から適用される。

このことから、ニホンウナギの稚魚（以下「シラスウナギ」という。）を採捕するためには、漁業の許可の対象とするなどの措置をとる必要がある。都道府県漁業調整規則の規制の適用を除外するためのシラスウナギの特別採捕許可については、自治体によっては、自自治体の養鰻業への供給を主な目的としていたものの、知事許可漁業によるシラスウナギの採捕は、内水面漁業の振興に関する法律（平成 26 年法律第 103 号。以下「内水面振興法」という。）第 26 条第 1 項に基づく我が国のうなぎ養殖業における国内全体の池入れ数量を満たすシラスウナギを供給することを主な目的とすべきであることに留意されたい。

また、シラスウナギを特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（令和 2 年法律第 79 号。以下「水産流通適正化法」という。）第 2 条第 1 項における特定第一種水産動植物の対象とすべく手続を進めていること等を踏まえ、早急かつ的確に制度を構築する必要がある。

くわえて、漁業法では特定水産動植物採捕の罪等が創設されるなど大幅に罰則が強化されていることなどを踏まえ、より一層、関係機関と緊密な連携を図り、徹底した指導・取締りを行っていく必要がある。

このため、シラスウナギを採捕する漁業について、知事許可漁業への移行を円滑に進め、適切な管理となるよう、制限措置、許可の条件等を含む規制の方法について、別紙のとおり留意事項を取りまとめたので、シラスウナギの採捕実態のある都道府県においては、当該内容を踏まえ、早急に関係者間の協議、紛争の防止や解決等を進め、適切な制度を構築されたい。

1. 許可を受ける者について

漁業の許可は、漁業を営む者に対して行うものであることから、都道府県知事は実際に採捕行為を行い漁業を営む個人又は法人に対して許可する必要がある。

また、許可を受ける者に漁業従事者がいる場合には、雇用契約を締結するなど許可を受ける者と漁業従事者の関係を明確にさせるとともに、許可の申請に際して許可の判断に関し必要と認める書類として都道府県知事は漁業従事者の一覧の提出を求め、変更の都度修正したものを届出させる等の方法で漁業従事者を把握し、許可を受ける者に適切に管理するよう指導する必要がある。

さらに、漁業協同組合や漁業協同組合連合会（以下「漁協等」という。）が許可を受ける場合には、当然、当該漁協等は、漁業を自営するための水産業協同組合法（昭和 23 年法律第 242 号）の規定に基づく必要な手続がなされている必要がある。また、漁業の許可を受けた漁協等の漁業従事者が漁業法に違反した場合には、同法第 197 条の規定により、漁業の許可を受けた漁協等自体も罰せられることとなり、漁協等が受けた許可等の適格性が喪失する可能性があることに留意する必要がある。

2. 制限措置について

制限措置については、これまでも都道府県担当学会議等において考え方を示しているところであるが、以下の点に留意されたい。

- (1) 都道府県知事は、知事許可漁業の許可又は起業の認可（以下「許可等」という。）をしようとするときは、制限措置を定め、その内容及び許可等を申請すべき期間を公示する必要がある（漁業法第 58 条において準用する同法第 42 条第 1 項）。

制限措置の事項としては、①漁業種類、②許可等をすべき船舶等の数又は漁業者の数、③操業区域、④漁業時期等が考えられる。

制限措置を定めるに当たっては、知事許可漁業の許可を受けようとする者が申請の機会を逸することがないように、公平かつ中立なものにする必要がある。

また、制限措置は、知事があらかじめ具体的に定めて公示するものであり、制限措置と異なる内容により知事許可漁業を営んだ場合は違反に問われるものであることから、例えば「漁業権者が同意した区域」といった、第三者により決定され変わりうるものとするのは適切ではないことに留意されたい。

- (2) (1) のほか、制限措置を定めるに当たっての留意すべき事項を以下に示す。

ア 許可等をすべき船舶等又は漁業者の範囲が恣意的に限定されるような制限措置を定めないこと。

イ 許可等をすべき船舶等の数又は漁業者の数については、過去の採捕実績等を考慮し、適切に管理できる数とすること。

ウ 制限措置については、

(ア) 船舶を使用して行う漁業とそれ以外の漁業

(イ) 使用する漁具又は漁法

ごとに分けて定めること。

エ 採捕される河川等ごとに操業区域を定める場合には、特に適切に管理できる範囲を区域とすること。

3. 許可の条件について

都道府県知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、許可等に条件を付けることができる（漁業法第 58 条で準用する同法第 44 条）。条件を付ける場合には、以下の点に留意されたい。

- (1) 知事許可漁業によるシラスウナギの採捕は、内水面振興法に基づくうなぎ養殖業への種苗供給を主な目的とすることから、都道府県内の養鰻業者に限定した供給や合理的な根拠のない採捕数量の制限を条件とすることは適当ではないこと。
- (2) 採捕したシラスウナギの出荷先については、漁業取締りや水産流通適正化法の適用を念頭に必要な制限を付すことは差し支えないこと。ただし、その販売先を制限することは、漁業法上の許可の条件とは別に条例等の根拠を求めることが適当であること。
- (3) 全国のうなぎ養殖業の池入数量の管理のために、水産庁が都道府県にシラスウナギの採捕停止を要請した場合に備え、措置を講じられるようにあらかじめ公益上必要な場合に採捕の停止を通知することがあり得る旨の条件を付すこと。
- (4) 許可を受ける者の漁業従事者の管理能力に応じて漁業従事者の数を制限することは差し支えないこと。
- (5) 漁業取締りの観点から、
 - ・ 許可を受けた者及び漁業従事者名簿の届出
 - ・ 許可を受けた者及び漁業従事者を確認できる写真付き証明書の発行
 - ・ 現場で確認できる腕章やワッペン、帽子等の着用
 - ・ 採捕に関する記録（従事者名簿、実施計画・結果等）の簿冊の備付け
 - ・ 漁業従事者証を発行する場合には、紛失時の届出や漁業従事者でなくなった場合の回収等の遵守事項を規定することは差し支えないこと。
- (6) 使用する漁具や光力の制限等を設けることは差し支えないこと。

4. 資源管理の状況等の報告の提出について

資源管理の状況等の報告については、各都道府県の漁業調整規則に基づき報告されるよう許可を受けた者を指導されたい。報告内容に疑義がある、報告期限が遵守されないなどの場合には、漁業法第 176 条第 1 項及び第 2 項に基づく報告徴収等を行うことを検討されたい。